



Title	ラス・カサスとインカの反乱
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	Estudios Hispánicos. 1988, 13, p. 155-169
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93786
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ラス・カサスとインカの反乱

染 田 秀 藤

1536年5月、インカ皇帝マンコ二世は、反対勢力であるキト派のインカ勢を打破するために同盟軍として迎え入れたフランシスコ・ピサロを指揮官とするイスパニア人コンキスタドール（征服者）たちの度かさなる横暴な振る舞いや非道な仕打ちに耐えかねてインカ帝国の首都クスコを脱出し、新設の「諸王の都」リマを拠点に支配体制の確立を目指すイスパニア人に敢然と挑戦した⁽¹⁾。マンコ軍のクスコ包囲に端を発するこの反イスパニア闘争、すなわち、インカの反乱はマンコが暗殺された（1544年中葉）のちも、サイリ・トゥパク、テイトゥ・クシ・ユパンキに受け継がれ、1572年中葉、トゥパク・アマルがビルカバンバで捕えられるまで続いた⁽²⁾。

バルトロメー・デ・ラス・カサス（1484?～1566年）は有名な『インディアスの破壊についての簡潔な報告』*Brevísima relación de la destrucción de las Indias*の母胎となる報告書（1542年初頭）において初めてインカの反乱に言及した。このとき、ラス・カサスは、マンコの実妹であり皇妃（コヤ）でもあるクラ・オクリヨがF・ピサロの命令を受けたイスパニア人たちにクスコ近郊のユカイの地で殺害された出来事に触れ、その不当性を厳しく糾弾した⁽³⁾。ラス・カサスは生涯一度もペルーの土を踏まなかったし、1547年にイスパニアに帰国して以来二度とインディアスの地を訪れることもなかったが、彼のもとにはインディアスで布教活動に従事する伝道師をはじめ、大勢のイスパニア人から様々な情報が届き、その結果、インディアスの実情をかなり正確に把握することができた⁽⁴⁾。ペルーに関しては、ドミニコ会のドミンゴ・デ・サント・トマス、トマス・デ・サン・マルティンとヒル・ゴンサレス・デ・サン・ニコラスおよびフランシスコ会の伝道師のクリストバル・デ・ラバネラ、フワン・デ・トラルバとアン

トニオ・デ・カルバハルらが主な情報提供者であった⁽⁵⁾。

すでに別の機会で明らかにしたように⁽⁶⁾、セプールベダとの論戦（バリヤドリード論戦：1550～51年）以後、ラス・カサスがとくに大きな関心を払ったのは、ペルーにおけるエンコミエンダ恒久化の問題であり、それを契機にラス・カサスはペルー問題に深く関わるようになった。その際、ラス・カサスがおもに利用したのはドミンゴ・デ・サント・トマスとトマス・デ・サン・マルティンからの情報であった。1553年頃、ラス・カサスはチャルカスの司教トマス・デ・サン・マルティンあてに浩翰な書簡をしたためたが、それは同司教より、ペルーのかつてのエンコメンデロ、故ロペ・デ・メンディエタにインディオに対する返還義務があるのかどうか尋ねられ、その疑問に答えるために作成した文書である⁽⁷⁾。ロペ・デ・メンディエタの例が端的に示しているように、1560年代、すなわち、征服後ほぼ30年を経過したころには、世代交代も進み、コンキスタドールの時代は幕を閉じようとしていた。

その結果、返還義務の問題が終油の秘蹟と関連してコンキスタドールの重大な関心事となると同時に、聴罪師の間にその具体的な履行方法をめぐっていくつか疑義が生じるようになった。『12の疑問に答える』*Doce Dudas*と題される論文は、ペルーで布教活動に従事していたドミニコ会士たちがラス・カサスの『告解規範』*Confesionario*の原則を適用するにあたって抱いた疑問に対してラス・カサス自身が答えた文書であるが⁽⁸⁾、その第11番目の疑問—インカ帝国の真の支配者について—において、インカの反乱が詳細に扱われている。ラス・カサスはインディオの反乱については他の作品でも論じているが⁽⁹⁾、インカの反乱を具体的に扱っているのは『12の疑問に答える』において外にない。それゆえ、本稿では、第11番目の疑問に対するラス・カサスの返答を分析することによってインカの反乱に対する彼の理論的立場を明らかにしようと思う。

まずラス・カサスは、グワイナカパク（ワイナカパク）の大勢の孫がイスパニア人の虐待に耐えかねて山岳地方へ逃亡し、そこで太陽神を崇めていると報告する⁽¹⁰⁾。ついで、ラス・カサスは、2年前よりインカ・ティト（ティトゥ・クシ・ユパンキのこと）がクスコの司教代理（エステバン・デ・ビリャローン）に山岳地方から出てキリスト教に改宗する意志を伝えていることや、自発的な帰順後の待遇に関してみずからに代わって副王と

交渉するよう求めていることを記したのち⁽¹¹⁾、ペルーのドミニコ会士たちが抱いた疑問を論じる。それは、“イスパニアの国王は、ティトという名のインガを山岳地方から連れだしてペルーの王国を与え、みずからは、もしインガが反乱を起こした場合、インガを押さえ、鎮圧するための普遍的な管轄権及び至高の権力を保有すべきなのか、それとも、インガが今日のように支配権を奪われてアンデス山中に籠もり続けるのをそのまま放任してもかまわないのか”という疑問であった⁽¹²⁾。

ラス・カサスによると、その疑問に関して対立する二つの意見があった。インカをアンデスから連れだす必要性を強調し、インカに支配権や王国を返還することには激しく異を唱えるグループと、イスパニア国王がインカより上位の普遍的な支配者として君臨することを条件に、インカをアンデスから連れだし、彼に王国を返還するのは差し支えないと主張するグループがあった。第一のグループに属する伝道師たちは、インカに支配権を返還すれば、インカは全土を糾合して反乱を起こし、布教活動やインディオの改宗化も妨げられると論じたが、第二のグループの伝道師たちはその二つの主張に反論した。すなわち、インカが反乱を起こすという主張に対して、まずその可能性は殆どないと言い、さらに、万が一反乱を起こしたとしても、すでにペルーには6000人以上のイスパニア人がいるから、鎮圧するのはさして難しくないと言った。布教活動や改宗化が妨げられるという主張に対しては、インディオはとてもインカに従順であるから、インカがキリスト教に改宗すれば、彼らもインカにならい、すぐに改宗するだろうと論じた⁽¹³⁾。

しかし、いずれのグループも、インカが支配権を剥奪されたまま改宗もせずアンデス山中に籠もり続けることを容認しなかった。インディオに福音を述べ伝え、彼らを改宗させるのが伝道師の第一目的であるから、それは当然なことであった。したがって、たとえ支配権の返還に関しては二派に分かれていようとも、伝道師たちは全員、インカをビルカバンバから連れだし、キリスト教に改宗させなければならないという点では意見が一致していた。また、注目すべきことに、彼らは、インカが本来の権力を剥奪されていることも認識していたのである⁽¹⁴⁾。

つぎに、この疑問に対するラス・カサスの返答をみてみよう。ラス・カサスは以下に要約するような三つの結論を導いている。

- (1) イスパニア国王は、みずからの救霊を得るためには、万策を尽くしてティトゥ・クシをキリスト教徒の地へ導き、彼とその部下達をキリスト教に改宗させなければならない。
- (2) イスパニア国王は、みずからの救霊を得るためには、ペルーの王国をインカに返還しなければならない。
- (3) もしイスパニア国王がペルーの君主にその王国を返還した結果、エンコメンデロたちが謀叛を起こした場合、イスパニア国王は、圧政に苦しむインディオを救うために、エンコメンデロを相手に戦い、必要とあらば、死をも覚悟しなければならない⁽¹⁵⁾。

最初の二つの結論から判断すると、一見、ラス・カサスは前述の第二のグループと意見が一致しているようにみえるが、イスパニア国王の普遍的支配権に関する両者の理論的立場は根本的に異なっている。つまり、ラス・カサスは、イスパニア国王に普遍的支配権やインカを凌ぐ権力を保有する権利があるとはいっさい述べていないのである。以前、ラス・カサスは、本来の土着の支配者が、そしてインディオたちが自発的にキリスト教に改宗した場合、イスパニア国王はローマ教皇アレキサンダー六世の贈与大教書（1493年5月3日付け）に依拠してインディオに対し強制的管轄権（普遍的支配権）を行使できると主張していたが⁽¹⁶⁾、1563年頃に執筆した『ペルーの財宝論』*De Thesauris in Peru*においてその説を修正し、たとえインディオが自発的に改宗しても、イスパニア国王は彼らに対して強制的管轄権を行使できないと論じるに至った⁽¹⁷⁾。換言すれば、ラス・カサスによれば、インディオがキリスト教世界の一員になることは、特定のキリスト教君主の支配に服することを無条件に意味するものではなかったのである。

『ペルーの財宝論』では、ラス・カサスは、イスパニア国王がインディオたちから普遍的君主としての至高性を自発的に承諾してもらうために満たさなければならない必要条件を11項目にわたって記し、イスパニア国王が正当に強制的管轄権を行使できるためには、前述の自発的承諾を得たのち、さらに同国王と土着の支配者（この場合インカ）との間で政治契約が結ばれなければならないと主張した⁽¹⁸⁾。当然のことながら、ラス・カサス

は『12の疑問に答える』でもその理論に則って、イスパニア国王がキリスト教君主としてビルカバンバの反乱インカに対して採るべき態度について説明した⁽¹⁹⁾。ただ、『ペルーの財宝論』では、ラス・カサスは、イスパニア国王が布教権を行使する際に遵守しなければならない条件として11項目にわたる事柄を記したのに対して、『12の疑問に答える』では、その条件が一つとして遵守されておらず、したがって現実のイスパニア国王によるインディアス支配は不当であるという前提のもとに、イスパニア国王がティトゥ・クシに対して採らなければならない措置を論じているという点に注意しなければならない⁽²⁰⁾。

つぎに、ラス・カサスが“インカをアンデスの地から導き出すために発布されなければならない命令”と題して提案した具体的な策についてみてみよう。まず、ラス・カサスはクスコの司教代理および思慮分別に富む賢明な聖職者数名にいくばくかの贈り物とイスパニア国王からの書簡を持たせてティトゥ・クシのもとへ派遣するよう提案し、そして、聖職者たちは、イスパニア国王がイスパニア人の非道な行動にひどく心を痛めていることをインカに伝え、さらに、身の安全と自由を保障し、その地位にふさわしい土地を与えることを約束することになっていた。ついで、ラス・カサスは、もしインカが平和裡にキリスト教徒の地に出て来た場合、聖職者は時間をかけて優しくカトリックの信仰について説き教えなければならないと述べる⁽²¹⁾。ラス・カサスによれば、この二つの措置は、イスパニア国王がローマ教皇と交わした一方的約束によって履行を義務づけられているものである。

さらに、ラス・カサスによれば、イスパニア国王が正当にペルーにおいて普遍的支配権を行使できるためには、前述の措置が実行されたのち、つぎに述べる二つの条件が満たされなければならない。二つの条件とは、自発的にカトリックの信仰が受け入れられた場合、聖職者がティトゥ・クシに、ローマ教皇の贈与大教書にもとずいてイスパニア国王がインディオたちの至高の支配者になりうる権限をもつことを知らせ、それを認めるよう、平和的に説得することであり、いま一つは、もしその承認が得られれば、イスパニア国王とティトゥ・クシとの間で政治協定が結ばれることである⁽²²⁾。

ラス・カサスはその最初の必要条件に言及して、聖職者はインカに、イ

スペイン国王がそのような権限をもつのを認めるのも否認するのも自由であると伝えねばならないと断言する。すなわち、ラス・カサスは、政治的支配の問題について、アレキサンダー六世の大教書よりも原住民の自由意思に重きを置くのである。このように、晩年のラス・カサスはローマ教皇の権威よりも原住民の自由意思を重視する立場にたつようになり、その態度は、インカを本来の正当な支配者ではなく、圧政者であったとみなす、いわゆるインカ暴君説を論駁するときにも見られる。【第11の疑問】の最後の部分で、ラス・カサスはインカ暴君説についてつぎのように述べている。

“この問題について銘記すべき別の事柄がある。つまり、このテイト（テイトウ・クシ・ユパンキのこと）の祖父にあたるグワイナカパクは、その祖先同様、ペルーのいくつかの地方を統治した正当な支配者ではあったが、いわれもなく武力で別の地方を征服し、そこから貢物を取り立てた。それと同じように、イスパニア人は理由もなくペルー全土を征服し、貢物を徴収しているのだと言われていることである”⁽²³⁾。

周知のとおり、インカ暴君説がイスパニア人によるインカ帝国の征服およびイスパニア国王によるペルー支配を正当化するために大々的に主張されるのは、ラス・カサスが死去した（1566年）あとのこと、とりわけ第五代副王フランシスコ・デ・トレドの時代のことであるが⁽²⁴⁾、ラス・カサスは台頭しつつあったその説を厳しい語調で批判し、“もしグワイナカパクが異教徒であって、しかも力づくでいくつかの地方を我がものにしたという理由から、彼を暴君と言うのなら、私たちはグワイナカパク以上にひどい暴君である。なぜなら、私たちはあのインディアス全域を我がものにしたからである”と断言した⁽²⁵⁾。

さらに、ラス・カサスは、たとえグワイナカパクが暴君であったとしても、彼を処罰することのできるような管轄権を有している支配者は世界中どこにも存在しないと主張した⁽²⁶⁾。とはいえ、ラス・カサスは、君主が臣下である民に圧政を行っているとき、その圧政を傍観せざるをえないと言っているのではない。キリスト教的国際法の生みの親といわれる16世紀のイスパニア人ドミニコ会士フランシスコ・デ・ビトリアは、正当戦争の第

5番目の権原として、もし君主が圧政を行っている場合、人身犠牲のような、不正な死から無実の人々を救うために、その君主を相手に正当な戦争を仕掛けることができると論じた⁽²⁷⁾。ラス・カサスも1553年にセビーリヤで印刷させた自著『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』*Tratado comprobatorio del imperio soberano y principado universal que los Reyes de Castilla y León tienen sobre las Indias*の中で、虐げられている人々、あるいは、暴力や迫害に苦しめられている人々を救済するのは自然の法および神の法によってこの世のすべての人々に関わることでありと主張していた⁽²⁸⁾。

しかしながら、ラス・カサスは、生まれつつあったヨーロッパ中心の世界秩序に法的な基盤を与えようとしたビトリアとは異なり、インカが暴君であったのをいかにして実証できるのかと疑問を提起し、つぎのように主張する。

“グワイナカパクが暴君であったとして、イスパニア人ならばに国王が例外なくなしえたことは、不当にも圧政に苦しめられているような人びとを彼のもとから救いだし、自由にし、その暴君に命じて彼らに王国や地方を返還させることだった……しかし、いかなる国王といえども、管轄権を有さないため、グワイナカパクを処罰することはできなかった。グワイナカパクが国王であり、自分より上位の者の存在を認めなかったからである”⁽²⁹⁾。

すなわち、ラス・カサスは不当に圧迫を受けている人びとを救うことはできるが、たとえ暴君であってもインカからその支配権を剥奪することはできないと論じるのである。ここに明確にビトリア理論とラス・カサス理論の違いが認められる。ラス・カサスは、圧迫を受けている人々を救済する以前の行為、つまり、圧迫の事実があったかどうかを調べる必要性を強調する。たとえインディオがイスパニア人に救いを求めなくても、第5番目の権原は効力を失わないと主張するビトリア⁽³⁰⁾に対して、ラス・カサスは、管轄権を行使できない他国の事柄に介入するためには、その国の住民の意思を知ることが不可欠であると考え⁽³¹⁾。このようにラス・カサスは

住民の自由意思を尊重し、救いに駆けつけるかどうかは住民の意思次第であると述べる。さらに、問題を具体化して、ラス・カサスは“とにかく、イスパニア人は、まず、いっさいの行動にでる以前に、当時未だ存命中だったグワイナカパクやその継承者の言い分を聞くべきだった”と主張した⁽³²⁾。

最後に、ラス・カサスはイスパニアの君主とインカの間で結ばれなければならない契約もしくは協定について具体的に記し、その際、インカ側の義務よりも、イスパニア国王がインカに対して履行しなければならない王国および支配権の返還義務を強調する。もしその義務が実行されれば、エンコメンデロたちが決起し、その結果、インディオたちが多大なる害を蒙るのはラス・カサスにとり明白なことであった。かつてゴンサロ・ピサロ、フランシスコ・エルナンデス・デ・ヒローン、その他、王室の厳しい対エンコミエンダ政策に不満を抱く分子たちが反旗を翻し、インディオたちに筆舌に尽くし難い害を加えたことを熟知していたからである⁽³³⁾。それにも拘わらず、あえてそのような義務の履行を強く求めたラス・カサスの真の意図を理解する鍵は、第3の結論の中に見出せる。ラス・カサスは、国王はたとえその身を危険に晒してでも、インディオをイスパニア人の圧政のもとから救い出さなければならないと主張したが、それは偏に心から国王に仕え、その御心が永遠に至福を得られることを願ってのことだと明言しているのである⁽³⁴⁾。すなわち、ラス・カサスの真の意図は、インディオを救済するためというよりも、むしろイスパニア国王にキリスト教君主として与えられた義務を全うするよう求め、国王みずからの救霊の実現を願うことにあった。それだからこそ、第1および第2の結論で、ラス・カサスは繰り返し“イスパニア国王はみずからの救霊を得るためには……”と強調したのである。

換言すれば、返還義務は、イスパニア国王がキリスト教君主として、またイスパニア人がドミンゴ・デ・サント・トマスが名付けたような‘洗礼を受けた人びと’⁽³⁵⁾としてではなく、本当のキリスト教徒として、みずからの救霊を得るために是が非でも履行しなければならないのである。このように、テイトゥ・クシをアンデスから連れだすために採るべき方法について説明するとき、実は、ラス・カサスは真のキリスト教徒として、イスパニア国王に対し、ローマ教皇からインディオの改宗化を任されたキリスト教君主としての責任を果たすよう強く求めた。しかし同時に、ラス・カサ

スは、インディアスがもとの状態、すなわち、イスパニア人の到来以前の状態に復することはありえず、したがって、インディアスにおけるイスパニア国王の支配は永遠に正当化されることはないと明確に認識していた。ラス・カサスによれば、もはやアレキサンダー六世の大教書もイスパニア国王によるインディアス支配を正当化しえないのである。そして、その責任はことごとくイスパニア国王にあった。結局、ラス・カサスは、インディアスにおける布教権を与えられたキリスト教君主としての義務を全く蔑ろにしていると言って厳しくイスパニア国王の責任を追及し、国王をイスパニア人がペルーのみならず、インディアス全域で犯した忌わしい罪の暗黙の共犯者であるとみなしたのである³⁶。それゆえ、イスパニア国王が反乱インカであるティトゥ・クシをアンデスから導き出すために発布しなければならない命令について説明するとき、ラス・カサスが提案した措置は、イスパニア国王のペルー支配を正当化するためではなく、同国王がキリスト教徒として永遠の救いを得るために実行しなければならない性質のものであった。つまり、それは、イスパニア国王が臣下であるイスパニア人の犯した蛮行の共犯者として、その罪を償うために履行しなければならない倫理的な義務に等しかった。

すでに見てきたように、ラス・カサスはもはや実現不可能だと知りつつ、ローマ教皇の大教書に発する権利が現実化するためには、原住民の自由意思にもとづく新しい行為—この行為を‘協定’ *pacto* とか‘契約’ *contrato* と呼んだ—が必要であると論じた。そこに、晩年のラス・カサス理論の特徴を見てとることができる。すなわち、ラス・カサスはインカの反乱を論じながら、一方では武力で‘被発見者’の主体性を奪いつつあった新しい世界秩序の発展に歯止めをかけようとしたのである。換言すればラス・カサスは、インカの反乱をインカ族による単なる「国土再征服」のための正当な戦いではなくて、生まれつつあった新しい世界秩序に対する果敢な挑戦とみなしていたと言えよう。

〔注〕

- (1) インディオ側の証言によれば、コンキスタドール（とりわけエルナンド・ピサロ）たちの悪行がマンコ二世蜂起の最大の原因であった。〔参照〕Edmundo Guillén, *Versión de la Conquista* Lima. 1974./Titu Cussi Yupangui, *Relación de la Conquista del Perú* Lima. 1973（邦訳：『インカの反乱 - 被征服者の声 - 』染田秀藤訳 岩波文庫 1987年）。マンコからの反乱参加の誘いを拒否してイスパニア人に味方したマンコの実弟にあたるクリストバル・パウユ・インカに有利な証言をしたインディオたち（キプカマヨク）も蜂起の主な原因についてはつぎのように述べている：“Mango Inga vistose apurado por Hernando Pissarro, que le había señalado un galpon grande para que se le henchieran de plata, y otro mediano para de oro, y aunque cada día entraban indios cargados de oro y plata, no hacia caso déllo, haciendo donaire, y teniale con guardas mui molestado... Antes de las molestias por Hernando Pissarro, poco antes, se había visto mui aflijido y mui ultrajado de los pajes del marqués que habían quedado en el Cusco, los cuales le victuperaban los vasos en que él bebía, y sofaldaban las mujeres de su servicio delante de sus ojos, y aunque se quejaba dello, no lo remediaban; esto era lo quel más sentía de todo el trabajo que le vino desde su prisión. Mandó que toda la tierra de indios tuviese cuenta con los mandamientos, despachando por toda la tierra, convocando y llamándoles al Cusco gente apta y escogida para la guerra...” (Collapiña, *Supno y otros Quipucamayos, Relación de la Descendencia, Gobierno y Conquista de los Incas* Prólogo y Colofón de Juan José Vega. Lima. 1974. pp. 60~61) 一方、イスパニア人側の記録の中にも、コンキスタドールによる不当な行為を蜂起の原因とみなす記述を数多く見出せる。例えば、1541年初頭に書かれたルイス・デ・モラレス師（クスコの司教代理）による報告書にはつぎのような記述がある：“Por quanto muchos señores han andado y andan alzados..., e podía ser que, trayendolos a la paz y recibendoles a ella con caridad, dijesen de los secretos de la tierra en pro de vuestra Magestad, los cuales no osan ni quieren venir de miedo que tienen y por ver lo que an hecho a otros que han venido de paz en nombre de vuestra Magestad. Que por tanto viniendo de paz en nombre de vuestra Magestad, lo reciban de la dicha paz e no se les haga mal tratamiento alguno, especialmente que a avido muchas causas e agravios que se les an hecho por las cuales se an ausentado y an salido de sus naturalezas...” (Emilio Lissón Chávez, *La Iglesia de España en el Perú* 26 Tomos. Sevilla. 1943-56. Vol. I Núm. 3 pp. 53~54.)
- (2) インカの反乱に関しては、以下の作品を参照されたい：John Hemming, *La Conquista de los Incas* México. 1982. / Edmundo Guillén Guillén, *Visión peruana de la Conquista (La Resistencia Incaica a la Invasión Española)* Lima. 1979. 邦文の文献はないが、上記の Edmundo Guillén G. の *Vilcabamba, la última capital de los incas* が『インカ最後の都 ビルカバンバ』（寺田和夫監訳 時事通信社 1977年）という題で出版されている。ただし、Guillén は反乱をイスパニア支配に対する単なる政治闘争とみなしている点で問題がある。この問題については、(注1) に記した拙訳

『インカの反乱...』(岩波文庫) 所収の「解説」(177~183ページ) を参考にされたい。

- (3) Bartolomé de Las Casas, *Brevisima relación de la destrucción de las Indias* (1552) México. 1965. [Tratados de Bartolomé de Las Casas 2 vols. Vol. 1 所収 pp. 3~199] p. 173 “今から少し前, スペイン人たちはそれらの王国の王として君臨していたエリングゲ [マンコ二世のこと] の妻である高貴な王妃を竹槍で突き殺した。というのは, エリングゲがキリスト教徒たちの数々の暴虐に耐えかねて蜂起したからで, 彼は, 今もなお, 抵抗をつづけている。キリスト教徒たちが王妃 (身籠もっていたと伝えられている) を捕えて殺害したのは, ただ王を悲しませるためであり, それはまったく不正で理不尽な行為であった”(染田秀藤訳. 岩波文庫 1976年. 149 ページ)。なお, 最近, この報告書の新訳が出版された[『インディアス破壊を弾劾する簡略なる陳述』石原保徳訳 現代企画室 1987年]。
- (4) Lewis Hanke y Manuel Giménez Fernández, *Bartolomé de Las Casas, 1474-1566. Bibliografía crítica y cuerpo de materiales* Santiago de Chile. 1954. Docs. 248~464. および Antonio María Fabié, *Vida y escritos de Don Fray Bartolomé de Las Casas, obispo de Chiapa* Madrid. 1879. Tomo II. Apéndice XX pp. 165~206を参照されたい。
- (5) Manuel Giménez Fernández, “Las Casas y el Perú” en *Documenta* Núm. 2 Lima. 1948-50. pp. 343~377. 375~376.
- (6) 拙稿 “Fray Bartolomé de Las Casas y el problema de la perpetuidad de la encomienda en el Perú” en *Histórica* Pontificia Universidad Católica del Perú Lima. 1981. Vol. V No. 2 pp. 263~294.
- (7) M. ヒメネス・フェルナンデスはこの書簡を後述するラス・カサスの作品『12の疑問に答える』の“草稿”と位置づけている (*Art. cit.*, p. 367)。なお, ラス・カサスは同書簡のなかで, ロペ・デ・メンディエタには返還義務があると断言している。この問題に関しては, 拙稿「返還義務理論にみるラス・カサスの思想 — 『12の疑問に答える』の分析—」特定研究 『国際関係論の総合的研究』大阪外国語大学 1984年. 所収 85~124ページ. 86~88. および Guillermo Lohmann Villena, “La restitución por conquistadores y encomenderos: un aspecto de la incidencia lascasiana en el Perú” *Anuario de Estudios Americanos* Tomo XXIII 所収 Sevilla. 1966. pp. 21~89を参照されたい。
- (8) 前掲拙稿「返還義務理論にみるラス・カサスの思想...」89~124ページ。『告解規範』については, 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品(3)」英知大学論叢『サピエンチア』第11号 昭和52年. 126~145ページ. 140~143を参照されたい。
- (9) 征服戦争 (コンキスタ) の実態を具に目撃したラス・カサスは, スコラ哲学の正当戦争論の背後に支配者側の論理をみてとり, 征服戦争をことごとく不正邪悪なもの

みなして、その即時中止を国王に強く訴える一方、“インディオたちがキリスト教徒たちに対して行った戦争はいつも正当なものであった”（『インディアスの破壊についての簡潔な報告』36ページ）と一貫して主張した。エスパニョーラ島におけるインディオの反乱についての記述は大著『インディアス史』*Historia de las Indias*（長南実訳 岩波書店 大航海代叢書第Ⅱ期 21.22.23.1981～1987年 続刊中）に多くみられる。

(10) Las Casas, *Tratado de las Doce Dudas en Opúsculos, cartas y memoriales de Fray Bartolomé de Las Casas* Biblioteca de Autores Españoles Tomo CX. Madrid. 1958. pp. 478～536. 484a-b.

(11) *Ibid.*, p. 484b.

(12) *Loc. cit.* “si está obligado el rey de España a sacar este inga llamado Tito de allí y dalle el reino del Perú, guardando para sí el señorío universal y supremo poder para coercelle y reprimille si se rebelase, o podrá con buena conciencia dejalle estar en los Andes como ahora está, privado de su señorío.”

(13) *Ibid.*, pp. 484b～485a.

(14) ビセンテ・デ・バルベルデ（初代クスコ司教、ドミニコ会士）をはじめ、多くの伝道師は、インカが本来の支配権を剥奪されていることを認めながらも、その認識をさらに深めてイスパニア国王によるペルー支配の正当性を疑問視するまでにはいたらなかった。したがって、反乱インカに対する彼らの立場は温情的なものにならざるをえなかった。例えば、バルベルデはつぎのように国王カルロス一世に報告している：“Y porque el alcamiento del ynca que agora anda alçado ha sido tan perjudicial a Vuestra magestad en su Real hazienda y a todos sus vasallos y a todo este Reyno por aver muerto, segun dicen, mas de quinientos christianos y mas de veinte mil indios, ansi en la guerra como en malos tratamientos, y por aver perdido Vuestra magestad gran suma de oro que oviera avido, estando la tierra de paz, es bien que vuestra magestad castigue a quien fué causa de todo esto, para que de aquí adelante ninguno se atreva a hazer malos tratamientos a los indios, por donde se leuante la tierra...”（Carta de Fray Vicente de Valverde al Emperador. 20 de marzo de 1539. en Raúl Porras Barrenechea, *Cartas del Perú 1524-1543* Lima. 1959. Doc. 215. pp. 311～335. 323.）。

(15) Las Casas, *Doce Dudas*, pp. 531～534.

(16) 例えば、1543年にロドリゴ・デ・アンドラダ師と連署で国王に提出した覚書で、ラス・カサスは、インディオがキリスト教に改宗しないかぎり、イスパニア国王がローマ教皇の大教書にもとづいて有するインディオに対する管轄権は強制的なものになりえないと主張している：“...y que tienen jurisdicción justísima y les pertenece de ley y derecho de las gentes, hasta que reconozcan a V. M. lo será in acto, y

ahora lo es in potencia cuanto a la noticia dellos, y ellos no perderán sus particulares y generales señoríos, pues nuestra fe no se los quita, antes se lo confirma..." (*Memorial de Fray Bartolomé de Las Casas y Fray Rodrigo de Andrada al Rey 1543. en Opúsculos...cit. Doc. XV pp. 181~203. 192a.*)。

- (17) Las Casas, *Los tesoros del Perú* Traducción y anotación de Angel Losada. Madrid. 1958. p. 257. : "después de recibida la fe, (los indios) no están obligados a creer que el Papa pudo, con autoridad a él concedida por Dios, instituir a los reyes de España en príncipes universales de todo aquel orbe, sin culpa propia y en perjuicio de los reyes y magistrados naturales..." この点については、拙稿 "Testamento Doctrinal de Bartolomé de Las Casas —Análisis sobre *De Thesauris*—" 『ラテンアメリカ研究年報』日本ラテンアメリカ学会 第4号. 1984年. 90~118ページを参照されたい。
- (18) Las Casas, *Los tesoros...*, pp. 269~271.
- (19) Las Casas, *Doce Dudas* pp. 531~534a. 『ペルーの財宝論』と『12の疑問に答える』は、ラス・カサス自身が前者を「遺言書」、後者をその「付属書」と名付けるほど、内容の面で密接な関係にある。
- (20) すなわち、『ペルーの財宝論』で開陳される、イスパニア国王のインディアス支配権に関するラス・カサスの理論は、イスパニア国王の立場は1560年代になっても、1493年にローマ教皇から所謂「贈与大教書」を發布されたときとまったく変わらないという前提にもとづいている。[参照：*Los tesoros...* : "nuestros Reyes Católicos de las Españas se encuentran ahora en cuanto al dominio y jurisdicción actual o al ejercicio de su regia potestad sobre aquel mundo de las Indias, en aquel estado en que se encontraba cuando en Roma promulgó el Sumo Pontífice la institución a su favor con respecto a aquel mundo." pp. 317~319.]
- (21) Las Casas, *Doce Dudas* p. 534a.
- (22) *Ibid.*, p. 534a-b.
- (23) *Ibid.*, p. 485a. "Cerca de esta materia es de notar otro punto, y es que Guainacápac, abuelo de este Tito, fue legitimo rey de algunas partes del Perú, de las cuales fueron reyes sus antepasados. Mas algunas provincias las sujetó el dicho Guainacápac y las hizo tributarias sin causa, así como los españoles han sujetado todo el Perú y héchole tributario sin causa."
- (24) Lewis Hanke, *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America* Philadelphia. 1949. Chap. XII pp. 162~172. (邦訳『スペインの新大陸征服』染田秀藤訳 平凡社. 1979年. 256~274ページ)

- (25) ラス・カサスは『12の疑問...』の〔第9の疑問〕—イスパニア人はインカのチャカラ（チャクラ、所有地）を返還すべきかどうか—において、インカ暴君説を論駁している：“Si Guainacápac, por haberse enseñoreado de algunas provincias por fuerza, era tirano, siendo infiel, muy mayores tiranos somos nosotros, por habernos enseñoreado de todas aquellas Indias” (*Ibid.*, p. 529b.)
- (26) *Loc. cit.*
- (27) Francisco de Vitoria, *De los indios en Obras Biblioteca de Autores Cristianos* 198. Madrid. 1960. pp. 641~726. 720~721. “他の権原として、つぎのことがあげられうる。つまり、野蛮人たちの国において支配者自身が暴君政治を行うためとか、あるいはまた、罪のない者を害する非道な法律のためとかいうことである。たとえば、罪のない人たちを犠牲にささげるとか、あるいは、そうでなくても、その肉を食するために罪の宣告をうけていないものを殺すとかいうような場合である。私はまた、つぎのようにいう。教皇の認可がなくても、スペイン人たちは野蛮人たちに対して、すべての極悪無道な慣習や儀式を禁止することができる。なぜなら、かれらは、罪のないものたちを不正な死から護ることができるのであるから、と。”（伊藤不二男著『ビトリアの国際法理論—国際法学説史の研究—』有斐閣 昭和40年、193~291ページに「〈インド人について〉の特別講義」と題して邦訳、引用は285ページ）。
- (28) Las Casas, *Tratado comprobatorio...*(1553) México. 1965. [*Tratados de Bartolomé de Las Casas* 2 vols. Vol. II 所収] pp. 915~1233. 1015.
- (29) Las Casas, *Doce Dudas*, p. 530a : “dado que Guainacápac fuera tirano, lo que podían hacer los españoles y cualesquier rey, era hacelle restituir, sacalle de su poder los que injustamente tuviese opresos y ponerles en libertad con el reino o provincia que dél queja tenía... Empero ningún rey le podía castigar, por falta de jurisdicción, por ser el Guainacápac rey que no reconocía superior.”
- (30) Vitoria, *Op. cit.*, p. 721. (邦訳：285~286ページ)
- (31) Las Casas, *Doce Dudas.*, p. 530a.
- (32) *Loc. cit.*, : “Y finalmente, comoquiera que fuera, eran obligados los españoles a oírle sus descargos a él o a sus herederos que eran vivos, antes que procedieran a ningún otro acto.”
- (33) [参照] 拙稿「ラス・カサスとフェリペ二世 —ペルーのエンコミエンダの恒久化をめぐる—」『南欧文化』第8号 文流 1982年 38~60ページ。
- (34) Las Casas, *Doce Dudas* pp. 533b~534a. : “Y informar de esto al Rey, nuestro señor, para que saque aquellas gentes de la tiranía de los españoles, aunque

fuese con gran riesgo de su persona real, es hacerle muy gran servicio y tener cuenta con su ánima a que sea felice siempre en la bienaventuranza.”

- (35) ドミンゴ・デ・サント・トマスは1550年7月1日づけの国王宛の書簡の中で、“*estos españoles bautizados, que por no mentir no les oso dezir cristianos*”と記した (E. Lissón Chávez, *Op. cit.*, Vol. I Núm. 4 Doc. 152. pp. 190~206. 192.)。この浩翰な書簡で、ドミンゴ・デ・サント・トマスはインカの反乱については一切言及していないが、以下の文からも明らかなように、イスパニア国王がローマ教皇の大教書にもとづいてインディアスに対して有する支配の権原がこれまでのイスパニア人による非道な征服戦争やインディオ虐待によって無効となる恐れがあると主張し、インディオに対するイスパニア人の返還義務を論じ、ラス・カサスの説を支持した：“[*los bautizados*] *entran robando y matando y quitándoles [a los indios] las haciendas y mugeres e hijos, y perdiendo el buen titulo de magestad infamando el nombre de Jesucristo y haziendo odioso en los que nunca los avian hasta entonces oydo...; lo qual, quan fuera de toda Razón y de toda ley y de toda conquista aun natural sea, quanto mas evangelica como es titulo que su magestad a las entradas tiene, no hay quien claramente no lo vez, sino son estos pobres españoles que la mala cobdicia y ceguedad se lo estorua*” (p. 202).

- (36) Las Casas, *Los tesoros...* p. 371. : “*nuestros Reyes cometieron grandes injurias e injusticias e hicieron un daño enormísimo a los reyes y príncipes de aquellas gentes, despojándoles de sus estados y dignidades, de sus jurisdicciones y de sus hombres y pueblos, súbditos, y sometiéndoles a ciertos españoles, principales tiranos, de humilde condición, más aún, hombres viles, y así, poniéndoles bajo su mando*”.